

# 第2回検討会における論点概要

参考資料

1

## 制度の仕組みについて

### <検討事項1> 実施機関の要件について

- ✓ 教育訓練の実施にあたっては、**教員、教育設備、教育プログラム、組織の安定性の4点が必要**であり、実施機関の要件として、これらの観点は重要。
- ✓ 公的な制度であるため、実施機関の要件が非常に重要であることは理解しているが、我が国において新たな取組やイノベーションを促進するという観点から考えると、**実施期間の要件は、ある程度の柔軟性を持たせてよい**のではないか。
- ✓ 今回の認定制度を通じて、産業界に必要な新たな教育訓練を普及させるためには、**新たな教育訓練の実施事業者が数多く参入できることが重要**。そのためには、実施事業者の参加を促進するために、**認定時の要件を柔軟なものとする一方で、認定後の更新や取消しの基準を厳格にすることが望ましい**。
- ✓ 教育訓練の実施事業者として、過去に教育訓練を実施した実績を持たないベンチャー企業等が認定を希望する場合も考えられる。ベンチャー企業の中には、今回の認定制度が対象とする新しい技術に関して高い知見やノウハウを持っている企業もあるため、こうしたベンチャー企業も教育訓練の実施事業者としての認定を受けられるよう、何らかの配慮が望まれる。例えば、**教育訓練に関する実績は柔軟に考え、認定後の評価等を厳格にすることが考えられる**。
- ✓ 教育訓練の実施実績や設備のほか、講師の実績等を厳格にすると、従来と同じ既存の事業者や講師が教育訓練を提供することになり、新しいアイディアを持ったベンチャー企業等の参入が促進されない。教育訓練に関する実績や設備よりも、**新規性を重視することも必要ではないか**。
- ✓ 重要なのは、教育訓練が十分に効果的かという点であるため、設備や組織に関する最初の認定要件を厳格にするよりは、**認定後に十分な成果を挙げているかを重視する**という考え方のほうが望ましい。
- ✓ 今回の認定制度における実施機関の要件としては、**厚生労働省の指定基準を考慮することも重要**。また、今回対象となるIT分野の技術の変化は非常に早いことから、この点についても考慮が必要と考える。
- ✓ 実施期間の要件としては、教育訓練の質の担保のほか、実施事業者の倒産などのリスクから受講者を保護する必要があり、**質の低い教育訓練や安定性を欠く事業者等は認定しないなどの注意が必要**である。その判断や選択を受講者個人に任せることや、その結果による不利益を個人の責任とすることは望ましくない。

### <検討事項2> 審査方法について

- ✓ 教育訓練の内容について、**産業界のニーズを十分に反映することが重要**。
- ✓ 審査に参加する外部有識者については、**産業界のニーズを反映できるような有識者にすることも重要**。

# 第2回検討会における論点概要

## <検討事項3> 認定の有効期間について

- ✓ 3年という更新期間は妥当である。（意見多数）
- ✓ 3年の有効期間の間についても教育訓練の改善に関する努力を促すため、有効期間の途中でも見直しが行われるようにすることが望ましい。

## <検討事項4> 認定の取消しについて

- ✓ 受講者からの評価が著しく低い教育訓練は認定取消しの対象となることも考えられるため、受講者の声を収集する仕組みを検討することも重要。
- ✓ 受講修了直後のアンケート調査では満足度が高くなる傾向があるため、教育訓練の効果を把握する上では、受講修了後半年又は1年程度が経過した時点でアンケートを実施することが効果的と考える。その際、「教育訓練によって習得したスキルを、その後の実務で活用することができたか」という点や「教育訓練の受講がその後のキャリアアップにつながったか」という点について把握することが重要。
- ✓ 教育訓練の受講を修了した社会人に対して継続的に連絡を取ることは、現実的には難しいが、教育訓練を評価するだけではなく、キャリアアップや転職、給与の上昇等を含めた修了後の受講者の状況について、フォローアップ調査が可能となる仕組みを検討することも重要。
- ✓ 受講者アンケートの内容については、教育訓練の実施事業者に全面的に任せるとではなく、盛り込むべき共通項目を示すことが重要。
- ✓ 第4次産業革命においては、デザイン思考やリーンスタートアップのように試行錯誤を繰り返しながらサービスや成果の改善を行うことが求められる。今回の認定制度の対象となる教育訓練についても、受講者の声を取り入れながら、改善を重ねてより良いものとしていくことが重要である。
- ✓ IT分野は、半年でも大きく変化し得るため、教育訓練が認定された後も、自主的な改善を認めるとともに、改善内容を公表し、受講者に知らせることが必要である。
- ✓ 教育訓練の実施事業者による自己点検・評価などのPDCAの仕組みの公表を義務付ければ、より効果が上がるのではないか。ISO 29990（非公式な教育・訓練における学習サービス事業者向けの国際規格）では、教育事業者が毎年チェックシートを提出し、それを審査する。今回の認定制度でも同様の仕組みを取り入れてはどうか。
- ✓ 認定の要件とすることは難しいかもしれないが、ITに関する技術は変化が早いため、一度教育訓練を受講した後も、技術のバージョンアップ等にあわせて継続的に学習することができれば理想的である。そのような仕組みが実現すれば、受講者の継続学習時に、フォローアップ調査を実施することも可能である。

# 第2回検討会における論点概要

## <検討事項4> 認定の取消しについて (前頁からの続き)

- ✓ 最後まで修了できない受講者が多いなど、課題のある教育訓練を把握するためには、**受講者の修了率**も指標になり得るのではないか。
- ✓ 経済産業省に**受講者からの苦情を受け付ける窓口**を設置し、状況に応じて認定の取り消しを検討することができる仕組みも必要ではないか。
- ✓ 教育訓練に対する評価のほか、**修了後の受講者のフォローアップ等を意識**することも重要である。
- ✓ 認定された教育訓練や実施事業者の情報が公開されれば、ニーズと比べて不足している教育訓練等を、他の事業者が把握するための重要な情報となり得る。また、これらの情報を公開する場合は、受講者による評価結果等もあわせて公開できるとよい。

2

## 個別の対象分野について (IT利活用分野等)

- ✓ 4つのいずれの分野においてもIT利活用が重要な課題であることは認識しているが、**特定企業の支援にならないように留意**が必要。
- ✓ 中小企業は、ITを活用してどのような効率化が可能なのかといった点について学ぶ機会も少ないと考えられるため、今回の認定制度は、そのような**中小企業の人材を主な対象とするほうが望ましい**のではないか。
- ✓ 受講者に対して、その内容が**どのようなニーズに対応するものであり、どのように業務に役立つか**ということが示されているとよい。
- ✓ 今回の認定制度は、個人を対象とする施策であるが、これだけで産業会における課題を解決することは難しいため、企業が主導して取り組むべき課題も含めた**課題の全体像を、別途認識しておくことが重要**。
- ✓ 多様な業種におけるIT利活用は、これまで企業が主導する形で進展しており、政策課題として十分な施策が実施されていなかった。しかし、多様な業種におけるIT利活用は、我が国においてイノベーションを促進するため非常に重要な課題であり、今後、我が国全体として力を入れて取り組んでいくことが強く求められている。このような点を踏まえると、**今回の認定制度においてIT利活用分野を対象とすることは、大きな意義を有している**といえる。